



建設業をとりまく
さまざまな賠償リスクに備えたい方に

事業用

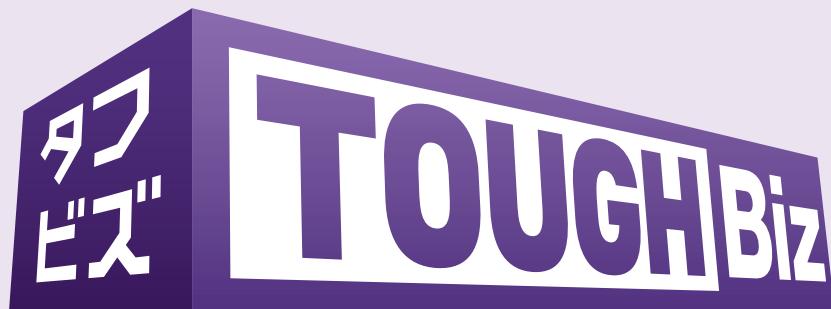
事業所・団体包括特別約款、建設業総合賠償責任補償特約セット賠償責任保険

平成30年4月以降保険始期用

全力 サポート
宣言



MS&ADインシュアランスグループは、
サッカー日本代表を応援しています。



建設業総合保険

「タフビズ建設業総合保険」は
ベルマーク協賛商品です。



事業活動のリスクを
トータルガード!

自動車事故
の補償

従業員の
ケガなどの
補償

財物損害・
休業損害
の補償

損害賠償
の補償

建設業で起こるさまざまな
賠償リスクを補償します。



もしも!
貴社が他人の身体・財物に
かかる事故を起こした場合、
高額な損害賠償を求められ
る可能性があります。
加えて、工事目的物についても高額な被害が発生する可能性があ
ります。

過去にも
高額賠償等の
事例が数多く
発生!



CASE.1



工場を建設し引渡した後、強風により建物の屋根が剥がれ、飛散。雨水により建物が甚大な被害を受けたほか、屋根材が隣接地に駐車されていた車両5台を損壊した。事故原因調査により、設計通りに工事が行われていなかったことが判明した。

約5,440万円

CASE.2



道路舗装工事現場において、マンホールへの舗装取りつけが不十分であった。そのため、原動機付自転車で通りかかった男性が転倒し、頭部を強打して脳挫傷になった。

約5,000万円

CASE.3



予熱装置の解体のため装置を切り落とした。ガス漏れを点検していた別業者の作業員が切断した装置の下敷きになり死亡した。

約3,680万円

CASE.4



トンネル工事中、坑内で使用していた機械が操作ミスにより傾き、現場に設置されていたシート張作業台車(リース)に突っ込んだ。

約2,340万円

CASE.5



倉庫に太陽光発電設備を設置する工事中に大雪が降り、積雪の重みで建物の屋根と据え付けてあった太陽光モジュールや配線、架台が損壊した。

(工事目的物の損害)

約810万円

タフビズ **TOUGH Biz**

建設業総合保険

タフビズ建設業総合保険が
貴社の事業活動による
事故発生時の対応をバックアップします。

詳しい
補償内容は
次のページへ



損害賠償のリスクはいろいろあるから、保険の契約に漏れがないか心配だなあ…

という時に…



基本 の補償

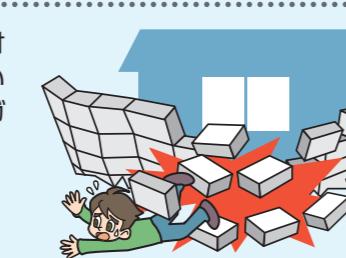
05 ページ

ベーシックプラン で幅広く、しっかり補償

以下の補償のほかにも、さまざまなケースで貴社をお守りします。詳しくは次のページをご確認ください。



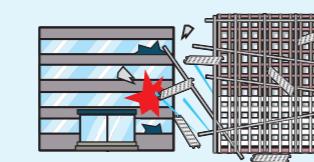
建設現場の資材が崩れ、遊んでいた子どもがケガをした。



工事現場の壁が突然崩れて、通行人が下敷きになった。



工事現場から、建設資材が落下して通行人にケガをさせてしまった。



組んでいた足場が崩れ、隣のビルを損壊してしまった。



資材の搬送中、駐車中の第三者の車両を傷つけた。



工事の欠陥によりガス漏れ事故が発生し、住民が中毒になった。



看板の取り付け工事完了後、作業の欠陥が原因で看板が倒れ通行人がケガをした。



販売した建築資材の欠陥により、お客様がケガをした。

建設業をとりまく ひとつの保険

お客さまのリスク状況やご要望に合わせて
さらに補償を手厚く

07 ページ

さまざまな賠償リスクを で補償します!

補償の範囲を
2つのプラン
から選択
いただけます。

オプション補償

各種費用の補償

争訟費用、被害者治療費、初期対応費用などの補償

施設・設備等の管理の補償

施設・設備等に関連する賠償責任の補償

業務遂行の補償

工事・作業の遂行に関連する賠償責任の補償

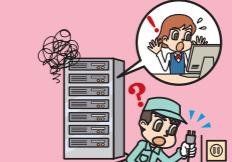
工事・作業の結果や 生産物の補償

工事・作業の結果や生産物に関連する賠償責任の補償

おすすめ

ワイドプランなら、 さらにここまで補償!

研修のため、一時的に借用した会議室の床を破損してしまった。



設備工事の作業時にサーバーの電源を切断、サーバー内のデータを破損してしまった。



発注者から支給されたケーブルが、工事現場から何者かに盗まれた。



通行人にケガをさせた対応などにより、工事の完成が期日より1か月遅れ、施主から遅延金を請求された。



- このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となります。
- サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります(予約制)。
- 保険金請求にかかる事故等のご相談は対象となります。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
- 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となります。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。

左記はサービスの概要を記載したもので、サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送りする「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

お電話ください。
“経営の困った”に
スピーディに
対応します。



企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!

法律
の
ご相談

税務
の
ご相談

人事労務
の
ご相談

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話で
アドバイスします(予約制)。

ご利用時間:平日13~17時(土日祝日、12/25~1/5を除きます)
サービスをご利用いただける方は保険契約者(法人の場合はその法人の代表者)となります。

賠償責任の補償

貴社が他人の身体の障害・財物の損壊について法律上の損害賠償責任¹を負担することによって被る損害(損害賠償金に加え、さまざまな費用)を補償します。補償内容の詳細は13ページ

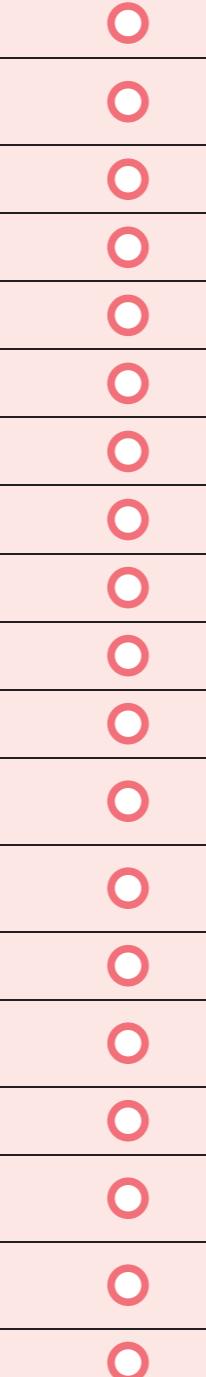
基本の補償

**前ページの 施設・設備等の管理の補償 業務遂行の補償 工事・作業の結果や
生産物の補償** に
加えて、主に次の補償があります。

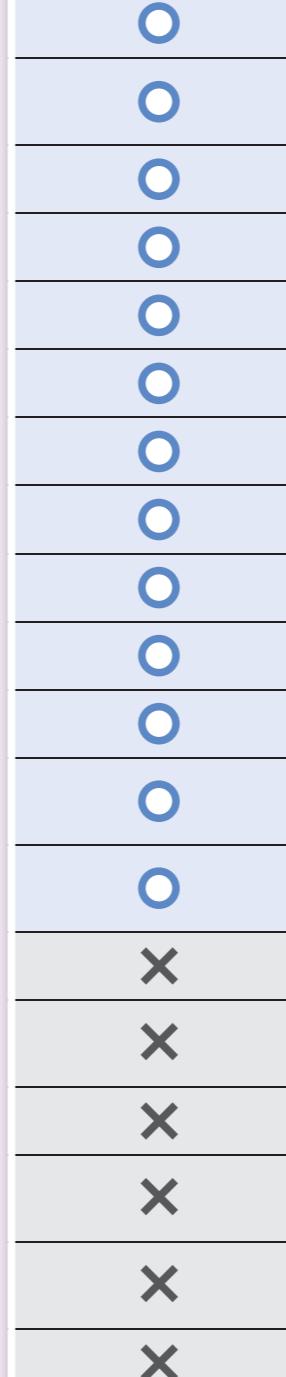
1	人格権侵害・広告宣伝侵害補償*	不当行為や広告宣伝活動による名譽毀損 プライバシー侵害
2	使用不能損害拡張補償*	他人の財物の損壊を伴わないその財物の 使用不能※1
3	国外一時業務危険補償*	国外出張業務に起因する事故
4	来場者携帯品等補償*	お客さまから預かった携帯品※2の損壊
5	借用財物損壊補償*	他人から借用した財物※3の損壊
6	管理財物損壊補償	作業を行う対象物の損壊
7	施設修理等危険補償	施設の修理等に起因する事故
8	昇降機危険補償	エレベーター・エスカレーターに起因する 事故
9	工作車・施設内専用車危険補償	工作車および施設内専用車※4に起因する事故※5
10	漏水補償	施設の給排水管等からの水漏れ事故
11	雨漏り等補償	施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪 等による事故
12	生産物・仕事の目的物損壊補償*	生産物・仕事の目的物自体の損壊※6
13	リコール費用補償*	生産物の回収費用※6
14	借用イベント施設損壊補償*	借用イベント施設の損壊
15	データ損壊補償*	他人のデータ・プログラムの消失・損壊
16	受託物損壊補償*	業務に伴い管理する受託物の損壊
17	謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償*	謝罪広告等および事故再発防止のための 費用
18	工事遅延損害補償*	工事が遅延した場合の遅延規定に基づく 損害賠償金
19	支給財物損壊補償*	工事の遂行のために支給された財物の損壊



**ワイド
プラン**



 ベーシック
プラン



事故の例

- 1** 工事現場で不審者を資材泥棒と誤認して拘束してしまったことが判明し、当人から名譽毀損で訴えられた。

2 店舗の外装工事中に誤って電源を切断、店舗建物その他設備には損傷はなかったが、店舗が休業を余儀なくされ、経済損失を被った。

3 海外出張で取引先の社屋を訪問した際、備品を壊してしまった。

4 内覧会でお客さまから預かったコートを紛失した。

5 工事に使用するためにリース会社から借りていたパワーショベルを破損した。

6 ドアの設置作業中、取付対象の建物の壁面を破損した。

7 自社ビルの修理を行っていた際に、誤って工具を落とし通行人が負傷した。

8 エレベーターのドアが故障し、お客様がドアに挟まれケガをした。

9 工事現場で使用していたパワーショベルで誤って駐車中の他人の車を破損させた。

10 自社ビルの配管から水漏れが生じ、階下の他人所有の店舗の天井に汚損が生じた。

11 窓の閉め忘れにより吹き込んだ大量の雨水が階下に漏れ、他店舗の什器を損壊してしまった。

12 ガス管設置工事に欠陥があり、ガス漏れによる爆発事故が発生。負傷した被害者から治療費を請求されると共に、ガス管そのものの損害賠償も請求された。

13 欠陥のある建築用資材を販売してしまい、工事現場で使用した複数のユーザーの従業員がケガをしたため、製品回収を行った。

14 借用した展示会場へ資料を運ぶ際、誤って施設の壁を損壊した。

15 電気配線時にお客さまのオフィスのパソコン接続を誤り、パソコン内のデータを消失してしまったため、その復旧費用を負担した。

16 施主から自社ビルにおいて預かっていた什器・備品を破損してしまった。

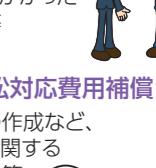
17 事故の謝罪対応・再発防止対策のために社外の専門家にコンサルティングを依頼、コンサルティング費用を支払った。

18 クレーンが転倒、隣接店舗に財物損壊が発生。工事が遅延し、施主に遅延金を支払った。

19 空調取付業者が、施主から支給されたエアコンを取り付工事中に落下せてしまい、エアコンが破損した。

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

- 事故発生の際に適切な対応を行うために**

 - 損害防止費用**※7
発生した事故による被害の拡大防止にかかった費用等
 - 緊急措置費用**※7
ケガ人の応急手当をしたとき等
 - 被害者治療費等補償**※7
被害者の治療費を負担したとき等
 - 初期対応費用補償**※7
事故現場の後片づけをしたとき等
 - 争訟費用**※7
訴訟にかかった費用等
 - 協力費用**※7
当社に協力するためにかかった費用等
 - 訴訟対応費用補償**※7
書類の作成など、訴訟に関する諸費用等

(注)上記費用の詳細はP13以降の
補償内容の詳細をご参照ください。

※7 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

A yellow icon of an open book with a large question mark in the center.

1 法律上の損害賠償責任

1 生産物や仕事の結果に起因する事故については、その生産物や仕事の目的物自体に不測かつ突発的な損壊が発生している場合のみ、お支払いの対象となります。※2 携帯
2 すれば、その携帯品の損害に対しては責任を負いません。※3 借用財物には工作車を含みます。ただし、ダンプカーを含みません。※4 施設内専用車にはナンバープレート取
3 対人・対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。対物事故は生産物・仕事の目的物のみが損壊した場合を含みません。※のついた補償

 1 法律上の損害賠償責任
故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損

2 支払限度額

当社が支払う保険金の限度額となります。損害の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

オプション補償

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。



オプション補償

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払い込みいただきます。

賠償損害の補償

使用者賠償責任 補償特約

労災事故による従業員(被用者等)や遺族に対する記名被保険者³とその役員が負担する損害賠償責任を補償します。



雇用慣行賠償責任 補償特約

従業員(被用者等)に対する差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して記名被保険者とその役員および使用人が負担する損害賠償責任を補償します。



借用不動産 損壊補償特約

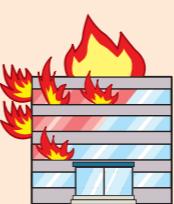
借用不動産⁴が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。

具体例

次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

CASE

店舗に使用するために借入している建物からボヤが発生した。



地盤崩壊危険補償特約

次のいずれかに起因する損害賠償責任を補償します。

- ①土地の沈下等の地盤崩壊に起因する土地の工作物等の損壊
- ②地下水の増減による地盤の崩壊に起因する土地の工作物等の損壊

具体例

次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

CASE

土地の掘削工事を行っている際に土砂崩れが起こり、周辺住民の建物が損壊した。



物損害の補償*

工事物損害補償特約

おすすめ!

建設工事・組立工事・土木工事などの工事種類を問わず、不測かつ突発的な事故により、対象工事^{*}の目的物など保険の対象(補償されるもの)について発生した損害を補償します。

*対象工事には1工事の請負契約金額が50億円を超える工事や共同企業体(ジョイント・ベンチャー)を構成して行う工事(分担施工方式を除きます)を含みません。

●保険の対象が、対象工事ごとに下記①～③にある間に補償します。

- ①対象工事の工事現場
- ②工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物、資材置場または倉庫
- ③上記①②の場所への輸送の目的をもって陸上輸送用具へ積み込みを開始した時から上記①②の場所へ荷卸し完了するまでの陸上搬送中

具体例 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

CASE1

建築中の住宅で火災が発生し全焼した。



CASE2

工事現場内資材置場に保管していた工事用資材が盗まれた。



CASE3

大雨の影響で土砂崩れが発生し、建設中の道路が損壊した。



CASE4

交通事故により、陸上輸送中の工事用資材が破損した。



お支払いする保険金

以下の保険金をお支払いします。

- 損害保険金
- 残存物取片づけ費用保険金
- 臨時費用保険金
- 代替建物賃借費用保険金

「物価上昇」または「資材等の購入単位の違いによる単価上昇」による復旧費の増加も補償します。

(注)費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%が限度です。

左記に加えて
以下も補償します。

湧水の止水・排水費用補償



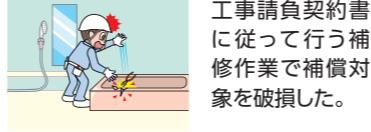
湧水の止水・排水に費用がかかった。

工事用仮設備・工事用機械器具補償



工事現場内に置いていた工事用機械器具が損壊した。

メインテナンス期間中の工事物損害補償



工事請負契約書に従って行う補修作業で補償対象を破損した。

おすすめ!

不測かつ突発的な事故により、記名被保険者が所有または使用する施設内にある保険の対象に発生した損害を補償します。保険の対象として次の2つのうちいずれか、または両方をお選びいただきます。

設備・什器・備品一式

記名被保険者が所有する設備・什器・備品等

(注)現場事務所、宿舎、倉庫等工事用仮設建物内に収容中を除きます。これらを補償する場合は、工事物損害補償特約にご加入ください。

資材一式

記名被保険者が所有または工事に使用するため管理する資材

(注)対象工事現場や対象工事専用資材置場等にある間およびそれらの場所への陸上輸送中にある場合を除きます。これらを補償する場合は、工事物損害補償特約にご加入ください。

具体例 次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

CASE1

本社ビルから火災が発生し、什器・備品が焼失した。



CASE2

本社ビルの事務所内にあるプリンターが盗まれた。



CASE3

本社倉庫が盗難にあい、工事用の資材が盗まれた。



お支払いする保険金

以下の保険金をお支払いします。

- 損害保険金
- 残存物取片づけ費用保険金
- 臨時費用保険金
- 修理付帯費用保険金

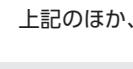
*物損害の補償は、引受けを行う保険の対象が右記の場合にそれぞれの特約でご契約いただきます。

●保険の対象が工事目的物⁵等の場合……工事物損害補償特約

●保険の対象が設備・什器・備品一式の場合……財産補償特約

●保険の対象が資材一式の場合……財産補償特約

「設備・什器・備品一式」、「資材一式」、「設備・什器・備品一式および資材一式」のいずれかでご契約いただきます。



3 記名被保険者

保険証券および保険申込書の記名被保険者欄に記載された者(補償の対象となる方)をいいます。

4 借用不動産

被保険者が事務所、店舗、工場または倉庫として日本国内において他人から借用する建物または戸室をいい、その建物と同時に借用した什器・備品を除きます。ただし、居住の用に供する建物および戸室ならびに各種行事のために一時的に他人から借用する建物を除きます。

5 工事目的物

新たに建築・設置・取り付け・交換等を行う「物」そのもの、請負契約書に記載された発注者に引き渡されるべき工事目的物で請負金額に含まれているものをいいます。したがって、設置作業に伴い、既存の建物の一部(屋根・壁・床・天井等)にも作業を加えるとしても、その屋根・壁・床・天井等は工事目的物には含まれません。屋根・壁・床・天井等の既存建物部分は、工事目的物ではなく作業対象物として、基本契約(賠償責任)「管理財物損壊補償」で補償されます。

ご契約にあたって①

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

割引制度をご利用いただくと、保険料がおトク※になります。

※基本補償部分については、表示の割引率が適用されないケースがあります。

自動車の安全管理および自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引

**優良フリート割引
10%・5%**

記名被保険者が、10台以上のお車を契約されている自動車保険のフリート契約者で、当社で定める自動車安全管理状況がすべて良好※1な場合に、タフビズ建設業総合保険の契約締結日時点で適用されているフリート契約の優良割引率※2に応じて割引を適用します。



**優良ノンフリート割引
5%**

記名被保険者が自動車保険のノンフリート契約者※3で、当社で定める自動車安全管理状況がすべて良好※1であり、かつ、タフビズ建設業総合保険の契約締結日時点で全車が7等級以上※4の場合に5%の割引を適用します。

ポイント
**自動車保険の
保険会社を問いません!**

(注)共済を除きます。

品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

**ISO/HACCP等割引
20%**

契約締結日時点で、ISO※6やHACCP※7(右記のいずれかの認証)を取得していれば、割引を適用します。

契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業※

- ① ISO9001
- ② ISO14001
- ③ ISO22000
- ④ HACCP

※ 認証の取得は全事業所・一部事業所を問いません。

ポイント

優良フリート割引、優良ノンフリート割引、ISO/HACCP等割引の適用範囲について

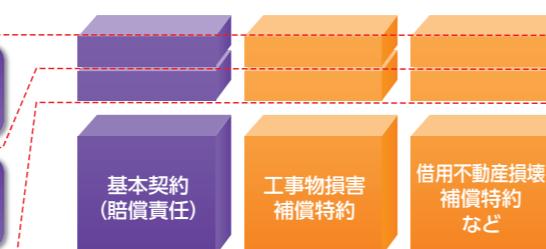
オプション特約を含めた保険料に適用されます。



リスクが少ないと
判断できるケースでは
保険料がおトクに!

優良フリート割引、優良ノンフリート割引
10%・5%

ISO/HACCP等割引
20%



業務上災害の事故状況等に応じて適用される割引

使用者賠償責任
補償特約のみ

法定外補償規定割引

法定外補償規定※8を定めている場合※、その死亡給付額に応じて割引を適用します。

※ 法定外補償規定を定めていない場合でも、法定外補償規定に相当する保険契約(労働災害総合保険、業務災害補償保険など)を締結している場合を含みます。



無事故割引、初年度メリット割引

当社継続契約は1年間無事故のとき、当社新規契約は政府労災保険のメリット増減率※9に応じて、割引を適用します。

①無事故割引
当社継続契約でかつ前年度契約が無事故であった場合、割引を適用します。
②初年度メリット割引
当社新規契約の場合、直近年度の「労災保険率決定通知書」に記載された政府労災保険のメリット増減率、または過去の同種の保険契約※の引受実績に応じて割引を適用します。

※ 労働災害総合保険の使用者賠償責任補償条項や、業務災害補償保険の使用者賠償責任補償特約などをいいます。

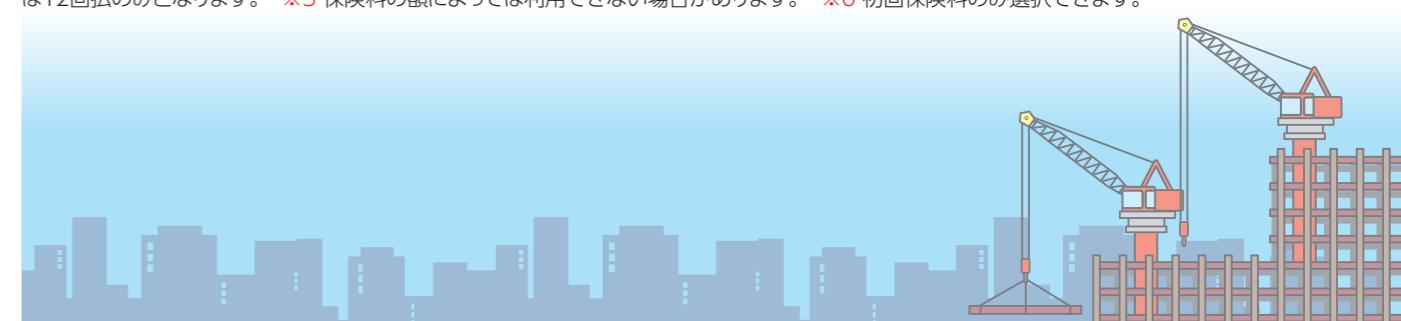
保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払い込みいただきますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次とおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができる場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます※1。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください※2。

[○: 選択できます ×: 選択できません]

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払※3	大口分割払※4	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○※6	○※6	○
払込票払※5	×	×	○

※1 ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。※2 お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。※3 保険料割増が適用されます。※4 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。※5 保険料の額によっては利用できない場合があります。※6 初回保険料のみ選択できます。



法定外補償規定

被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行う旨を定めているもののいい、下記のすべての要件を満たしているものをいいます。また、労働協約、就業規則、告示、内規等形式および名称を問いません。ア対象とする被用者の範囲を明示していることイ対象とする労働災害の範囲、給付範囲とする身体の障害および給付金額を明示していることウ被用者に公表および周知されていること 工当社の求めに応じ規定のコピーを提出できること

メリット増減率

(政府)労災保険では、100人以上の労働者を使用する事業など一定規模以上の事業については、その収支に応じて、一定の範囲内で労災保険率を増減させ、事業主の労働災害防止努力を促進しようとするメリット制が設けられています。このメリット制において算出されるのがメリット増減率です。このメリット増減率は労災保険率決定通知書に記載されています(同通知書に記載の「メリット収支率」と混同しないよう注意してください)。

ご契約にあたって②

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

ご契約にあたってお読みいただきたいこと



(1)ご加入いただけるお客様について

次の条件をすべて満たす年間売上高50億円以下の建設業のお客さまがご加入いただけます。

建設業の売上高割合が全売上高の
80%以上を占めること

移動・解体・取壊し工事のみの
専門業者でないこと

(2) 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の被保険者は、基本契約・各特約ごとに次のとおりとなります

	特約	被保険者
基本の補償	基本契約 建設業総合賠償責任補償特約	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員・使用人、下請負人および工事の発注者※ ③生産物・業務の結果危険では下請製造業者または販売業者(ワイドプランのみ) ※ 記名被保険者の業務の遂行により、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
	使用者賠償責任補償特約	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員
	雇用慣行賠償責任補償特約	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員・使用人
	借用不動産損壊補償特約	記名被保険者
オプション 補償	地盤崩壊危険補償特約	①記名被保険者 ②記名被保険者の役員・使用人、下請負人および工事の発注者※ ※ 記名被保険者の業務の遂行により、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。
	工事物損害補償特約	①記名被保険者およびその下請負人 ②保険の対象である工事の目的物または工事用材料・仮設材の所有者が記名被保険者と異なる場合には、これらの物の所有者(発注者や元請業者等)
	財産補償特約	記名被保険者

詳細はP13以降の補償内容の詳細をご参照ください。

(3) 補償の対象となる工事および業務について

記名被保険者が日本国内で行う「すべての工事」もしくは「すべての工事および業務」が補償の対象となります。

(注)一部対象とならない業務もありますのでご注意ください。

(4) 保険期間(ご契約期間)について

保険期間は1年間です。

(5) 保険料算出の基礎となる壱上高・完成工事高等について

保険料は、「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込の完工工事高・売上高」に基づいて算出した保険料によりご契約いただきます。確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

新設法人等の取り扱いについて

新規事業者等で、最近の会計年度(1年間)の税込売上高が把握できないときは、ご契約時における「事業計画書」等を売上高等とみなして保険料を算出します。この際も確定保険料となりますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。



(6) 「1事故支払限度額」「1事故免責金額」の設定について

		支払限度額等	1事故免責金額									
基本契約 バージョン 標準版	基本契約	対人事故・対物事故共通で、1事故につき、5,000万円 3億円 4億円 5億円 6億円 7億円 8億円 9億円 10億円 のいずれかからお選びください(ただし、生産物・業務の結果危険補償については保険期間中の総支払限度額として上記の額と同額が適用されます)。 管理財物損壊補償、施設修理等危険補償、昇降機危険補償、工作車・施設内専用車危険補償、漏水補償、雨漏り等補償、塗料飛散危険補償、国外一時持出品補償、不良完成品損害補償、不良製造品損害補償の1事故支払限度額は、基本契約の賠償責任補償と同額となります。	0円 1万円 3万円 5万円 10万円 30万円 50万円 100万円 より お選びください。									
	人格権侵害・広告宣伝侵害補償※1	被害者1名につき100万円かつ1事故および保険期間中1,000万円	なし									
	使用不能損害拡張補償※1	1事故および保険期間中100万円	なし									
	被害者治療費等補償	被害者1名につき50万円*かつ1事故および保険期間中1,000万円 *見舞金は被害者1名につき10万円が限度(見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度、見舞金と合算で10万円が限度)	なし									
	初期対応費用補償※1	1事故および保険期間中1,000万円	なし									
	訴訟対応費用補償※1	1事故および保険期間中1,000万円	なし									
	国外一時業務危険補償	1事故および保険期間中1,000万円	基本契約と同じ※2									
	来場者携帯品等補償※1	1事故につき10万円	3,000円									
	借用財物損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし									
	生産物・仕事の目的物損壊補償	1事故および保険期間中、基本契約の1事故支払限度額×3%	基本契約と同じ※2									
	リコール費用補償	1事故および保険期間中300万円	基本契約と同じ※2									
	借用イベント施設損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	10万円※3									
	データ損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし									
	受託物損壊補償	1事故および保険期間中100万円	3,000円※4									
オプション オプション オプション オプション オプション オプション オプション オプション オプション オプション	謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし									
	工事遅延損害補償	1事故および保険期間中1,000万円(遅延規定に基づく額が限度)	なし									
	支給財物損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	5万円									
	使用者賠償責任補償特約	1名および1事故につき 5,000万円 1億円 2億円 3億円 5億円 より お選びください。	なし									
	雇用慣行賠償責任補償特約	1請求および保険期間中3,000万円	なし									
	借用不動産損壊補償特約	●賠償責任補償条項 1事故につき 1,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 よりお選びください。 ●修理費用補償条項 1事故につき300万円	10万円※3 3,000円									
	地盤崩壊危険補償特約	1事故および保険期間中1,000万円	100万円 縮小支払割合90%									
	拡張補償増額特約	この特約がセットされた場合は下表のとおり支払限度額を増額します。 <table border="1"> <tr> <td>人格権侵害・広告宣伝侵害補償</td> <td>1名、1事故および保険期間中3,000万円</td> </tr> <tr> <td>使用不能損害拡張補償</td> <td>1事故および保険期間中にについて3,000万円</td> </tr> <tr> <td>初期対応費用補償</td> <td>1事故および保険期間中にについて3,000万円</td> </tr> <tr> <td>訴訟対応費用補償</td> <td>1事故および保険期間中にについて3,000万円</td> </tr> <tr> <td>来場者携帯品等補償</td> <td>1名につき10万円、1事故について3,000万円</td> </tr> </table>	人格権侵害・広告宣伝侵害補償	1名、1事故および保険期間中3,000万円	使用不能損害拡張補償	1事故および保険期間中にについて3,000万円	初期対応費用補償	1事故および保険期間中にについて3,000万円	訴訟対応費用補償	1事故および保険期間中にについて3,000万円	来場者携帯品等補償	1名につき10万円、1事故について3,000万円
人格権侵害・広告宣伝侵害補償	1名、1事故および保険期間中3,000万円											
使用不能損害拡張補償	1事故および保険期間中にについて3,000万円											
初期対応費用補償	1事故および保険期間中にについて3,000万円											
訴訟対応費用補償	1事故および保険期間中にについて3,000万円											
来場者携帯品等補償	1名につき10万円、1事故について3,000万円											
塗料飛散危険限定補償特約	1事故および保険期間中100万円	基本契約と同じ										
工事物損害補償特約	①1事故について: 対象工事ごとの請負金額。ただし、土木工事については、請負金額または1,000万円のいずれか低い額が限度 ②保険期間中: 完成工事高	工事の種類および事故内容により異なります。詳細はP22をご参照ください。										
財産補償特約	1事故および保険期間中右記が限度となります。 <table border="1"> <tr> <td>設備・什器・備品一式</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>資材一式</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>設備・什器・備品・資材一式</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	設備・什器・備品一式	1,000万円	資材一式	1,000万円	設備・什器・備品・資材一式	1,000万円	1万円				
設備・什器・備品一式	1,000万円											
資材一式	1,000万円											
設備・什器・備品・資材一式	1,000万円											

※1 拡張補償増額特約を付帯することで支払限度額を増額することができます。※2 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、補償条項固有に免責金額を適用します。※3 事故原因が火災、破裂、爆発、給排水設備等からの水漏れの場合、免責金額を適用しません。※4 受託者が自動車または原動機付自転車の場合、1事故につき免責金額5万円を適用します。

補償内容の詳細①

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1-1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款)の補償内容 ワイドプラン ベーシックプラン

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊^{※1}について、被保険者^{※2}が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)施設・業務遂行危険補償

- 記名被保険者^{※3}が保険証記載の仕事または業務(以下「仕事」といいます)の遂行のために所有、使用または管理するすべての施設(除外する旨を保険証券に明記した施設を除きます)以下「施設」といいます)に起因する偶然な事故による損害
- 記名被保険者の仕事のうち、被保険者が保険期間中に行っているすべての仕事(除外する旨を保険証券に明記した仕事を除きます)の遂行に起因する偶然な事故による損害

(2)生産物・業務の結果危険補償

- 被保険者の占有を離れ、かつ、記名被保険者が仕事の遂行のために製造、販売または提供したすべての財物(除外する旨を保険証券に明記した財物を除きます。以下「生産物」といいます)に起因する偶然な事故による損害
- 記名被保険者の仕事のうち、被保険者が行なったすべての仕事(除外する旨を保険証券に明記した仕事を除ます)の終了(仕事の目的物の引渡しをする場合は引渡しをもって仕事の終了とします。以下同様とします)または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故による損害

^{※1}滅失、損傷または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。
^{※2}この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます(以下の②から⑧は建設業総合賠償責任補償特約で補償)。

【上記(1)または(2)の損害を被る場合】(共通)

- 記名被保険者
- 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を遂行するその他の機関
- 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
- 記名被保険者の使用者(記名被保険者が個人事業主の場合の世帯と同じくする親族を含みます)
- 上記②から④までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

【上記(1)の②または(2)の損害を被る場合】(固有)

- 記名被保険者のすべての下請負人
- 上記⑤の者が法人である場合には、その理事、取締役もしくはその法人の業務を執行するその他の機関
- 上記⑤の者が個人事業主の場合の世帯と同じくする親族を含みます)
- 上記⑤から⑦までに規定する者については、(1)の②の損害を被る場合は(2)の②の損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

【上記(1)の②の損害を被る場合】(固有)

- 記名被保険者が工事を行う場合のその工事の元請負人であるときに限り、発注者を含みます。

【お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額】

【お支払いの対象となる損害の範囲】

- 損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その額を差し引くものとします。
- 損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- 権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- 緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- 協力費用
当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するためには要した費用
- 争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款、建設業総合賠償責任補償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通)
【お支払いする保険金の額】	●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任
1事故につきお支払いする保険金の額は、前記①から④までについて、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 また、前記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	●仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ●次のいずれかに該当する損害】 ●生産物または仕事の結果に起因する事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため行った生産物または仕事の目的物の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。以下同様とします)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とも問いません)。また、その回収措置の対象に生産物または仕事の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます)およびそれらの回収措置に起因する損害
保険金の額 = (1)損害賠償金 + (2)権利保全行使費用 - 基本契約の免責金額	●完成品 [*] の損壊(その色、性質、形状等が本来意図したものと違う状態になったことを含みます)または使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)について損害賠償責任を負担することによって被る損害 ※ [*] 生産物または完成品が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装などとして使用された財物をいいます。以下同様とします。
	●製造・加工品 [*] の損壊(製造・加工品の色、性質、形状が本来意図したものと違う状態になったことを含みます)または使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)について損害賠償責任を負担することによって被る損害 ※ [*] 次のいずれかに該当する財物をいいます。以下同様とします。 ①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物 ②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
	●次のいずれかに該当する生産物が生産の結果に起因する損害】 ●医薬品等 ●農薬取締法第1条の2に規定する農薬 ●食品衛生法第4条に規定する食品
	●次のいずれかに該当する生産物または仕事の結果に起因する損害】 ●医薬品等のうち、臨床試験に供される物 ●臨床試験 ●避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等 ●DES(ジエチルスチルベストロール系製剤) ●トリアゾラム ●トリアクトファン ●次の症状または事由に起因する損害】 ●後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた障害 ●クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害 ●アミノグリコシド系製剤によるとする聽力障害 ●筋肉注射によるとする筋弛緩症 ●キノホルムによるとするスモン ●血糖降下剤によるとする低血糖障害 ●体内移植用シリコーンによるとする障害 ●妊娠の異常、卵子もしくは胎児の異常、損傷もしくは障害または生まれた子の先天的な異常もしくは障害 ●次のいずれかに該当する損害】 ●保険契約締結時において、医薬品等を製造または販売(輸入販売を含みます)する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起された場合は、被保険者がその事実を知っていたと否とも問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします)の原因または事由による損害賠償請求によって生じた損害 ●被保険者が行なうLPガス販売業務の結果に起因する損害

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
人格権侵害・広告宣伝侵害	①人格権侵害 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます)であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ②広告宣伝侵害 基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者のためには被保険者以外の者が行った広告宣伝侵害 [*] であった場合において、広告宣伝侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ③名誉毀損またはプライバシーの侵害 広告宣伝侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等により、不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 ④著作権の侵害 著作権またはプライバシーの侵害	①人格権侵害 ●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます)に起因する損害 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その後続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ⑤被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 ⑥広告宣伝侵害 ●事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害 ⑦商標、商号、営業上の表示等の侵害(他の商品等の表示として周知なものと同一または類似の商品等の表示を使用すること等により、他人の商品等との混同を生じさせる行為に限ります)によって生じた損害 ⑧広告宣伝の誤りによって生じた損害 ⑨被保険者の業務が広告、放送(ラジオ放送およびテレビ放送を含みます)または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動業務に起因する損害
使用不能損害拡張補償条項	●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 人格権侵害および広告宣伝侵害につき、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から④までについて支払べき保険金の額は、1名および1事故についてその合算額とします。ただし、1名につき100万円、1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。また、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。	●使用不能損害の生じた財物について正当な権利を有する者が、使用不能の発生を知らなかた期間に生じた使用不能損害 ●被保険者が生産物または仕事の結果に起因する事故について、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 ②生産物または仕事の目的物の不測かつ突然的な損害を伴はずに発生した財物の使用不能に対する損害賠償責任 ●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅延その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能に対する損害、ただし、生産物または仕事の目的物の不測かつ突然的な損害を伴う場合を除きます。
	●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額 【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1回の事故について基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合算額とします。ただし、1事故および保険期間中について100万円を限度とします。	●使用不能損害の生じた財物について正当な権利を有する者が、使用不能の発生を知らなかた期間に生じた使用不能損害 ●被保険者が生産物または仕事の結果に起因する事故について、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 ②生産物または仕事の目的物の不測かつ突然的な損害を伴はずに発生した財物の使用不能に対する損害賠償責任 ●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行遅延その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能に対する損害、ただし、生産物または仕事の目的物の不測かつ突然的な損害を伴う場合を除きます。

補償内容の詳細②

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
被害者治療費等補償条項	<p>基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】に記載の偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用を含みます)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が、当社の同意を得て、被保険者またはその遺族に対して支払った費用 ●被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 <p>(注)治療費等のうち、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 次の治療費等を負担することによって被る損害 ①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます)に限ります。ただし、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の④に規定する費用を含みません。 ②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。 ③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用 【お支払いする保険金の額】 被保険者1名につき50万円を限度とします。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円(うち見舞品の購入費用については3万円)を限度とします。ただし、1事故および保険期間中に1,000万円を限度とします。</p>	<p>●治療費等を受け取るべき者(被保険者を含みます。以下同様とします)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。</p> <p>●保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>●被保険者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為</p> <p>●被保険者の心神喪失</p> <p>●被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>など</p>
初期対応費用補償条項	<p>普通保険約款および事業所・団体包括特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 ①事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません) ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限ります) ⑤事故現場の後片づけ・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用者を事故現場に派遣するに要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。</p>	保険金をお支払いできない主な場合 基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ
訴訟対応費用補償条項	<p>普通保険約款および事業所・団体包括特別約款(これらにセットされる特約を含みます)の保険金を支払う場合の規定に定める事が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限ります。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用者に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用者の交通費または宿泊費 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。</p>	保険金をお支払いできない主な場合 基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ
国外一時業務危険補償条項	<p>日本国外において発生した国外一時業務※に起因する基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(1)施設・業務遂行危険補償の②の事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※国外一時業務とは、日本国内から日本国外に出張して行う業務をいい、工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務を除きます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。 免責金額(自己負担額)は基本契約の免責金額と同額が適用されます。</p>	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外) <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等が自動車もしくは原動機付自転車であった場合またはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ●施設外で生じた携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ●携帯品等の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)
来場者携帯品等補償条項	<p>保険期間中に発生した、施設に入場した者の財物(被保険者が寄託を受けたか否かを問いません。以下「携帯品等」といいます)の施設内の損壊について、携帯品等につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1回の事故について基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の合</p>	保険金をお支払いできない主な場合(共通) <ul style="list-style-type: none"> ●治療費等を受け取るべき者(被保険者を含みます。以下同様とします)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ●保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ●被保険者の心神喪失 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 など

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
来場者携帯品等補償条項		<p>算額から免責金額(自己負担額)3,000円を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき10万円を限度とします。なお、携帯品等が損壊した地および時におけるその携帯品等の価額を超えないものとします。</p> <p>●寄託を受けた携帯品等が来場者に引き渡された後に発見された携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>●寄託を受けた携帯品等に対する修理または加工の技術の拙劣または失敗による携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、携帯品等の損壊に起因する火災または爆発によって生じた場合を除きます。</p>
借用財物損壊補償条項	<p>借用財物※の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※借用財物とは、作業場(仕事を行っている場所であって、不特定多数人の出入りを制限している場所をいいます。以下同様とします)内、作業区間(仕事の遂行のために、仕事を行っている間は不特定多数人の出入りを制限している場所をいいます。以下同様とします)内および施設内において使用または管理する次のいずれかに該当する財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が他人から借りている財物(レンタル、リース等による財物を含み、不動産を除きます) ②被保険者が所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物 (注)借用財物盗取補償対象外特約がセットされている場合は、借用財物の盗取に起因する損害については補償されません。 <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。</p>	<p>●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害</p> <p>●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する借用財物の損壊に起因する損害</p> <p>●借用財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊</p> <p>●借用財物に対する修理または加工等の作業により生じた損壊</p> <p>●電気的または機械的原因により生じた借用財物の損壊</p> <p>●汚損・すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用財物の機能に直接関係のない損壊</p> <p>●電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊</p> <p>●借用財物の使用不能</p> <p>など</p>
管理財物損壊補償条項	<p>補償管理財物※の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※補償管理財物とは、次の⑥または⑨に規定する財物で、次の①から⑦までに該当しない財物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が所有する財物(所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます) ②被保険者が使用している財物 ③被保険者が他人から借りている財物(レンタル、リース等による財物を含みます) ④被保険者が他人から受託している財物 ⑤運送、荷役、撤去または移設の目的物 ⑥被保険者に支給された資材、機材、商品等の財物 ⑦建設業法第2条に規定する建設工事(28種類)およびこれらに類似の工事(以下「建設工事」といいます)において発注者に引き渡されるべき建設工事の目的物(以下「建設工事の目的物」といいます) ⑧被保険者が仕事を遂行するにあたり作業を行う対象物(建設工事の場合は、建設工事の目的物と一緒にして作業を行う部分を含みます) ⑨被保険者が仕事を遂行するにあたり現実かつ直接的に作業を行っている財物 <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用者または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害</p> <p>●被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する補償管理財物の損壊に起因する損害</p> <p>●作業の拙劣により生じた補償管理財物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>など</p>
施設修理等危険補償条項	<p>施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>●工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用者に対する損害賠償責任</p> <p>など</p>
昇降機危険補償条項	<p>施設に所在する被保険者が所有、使用または管理する昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)に起因する偶然な事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>●被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害</p> <p>●昇降機の設置、修理、改造、取外し等の工事について、これらの工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用者に対する損害</p> <p>など</p>
	<p>●工作車</p> <p>作業場内、作業区間内および施設内において、被保険者が所有、使用または管理する約款所定の工作車(ダンプカーを含みません)に起因する他の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>②施設内専用車</p> <p>施設内において、被保険者が所有、使用または管理する施設内専用車※に起因する他の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※施設内においてのみ運行の用に供することを目的とした、被保険者が所有、使用または管理する車両のうち、次のいずれにも該当しない車両をいいます。</p> <p>ア.①に規定する工作車 イ.ナンバープレート取得車両(登録番号標、車両番号標または標識番号標の交付がなされた車両をいいます)</p>	<p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ</p>

補償内容の詳細③

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
工作車・ 施設内専用車 危険補償条項	<p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p> <p>(注1)工作車もしくは施設内専用車の所有、使用または管理に起因する損害が発生した場合において、その工作車もしくは施設内専用車に自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(責任共済を含みます。以下「自賠責保険等」といいます)の契約を締結すべき、もしくは締結しているとき、または自動車保険(自動車共済を含みます。以下「自動車保険等」といいます)の契約を締結しているとき、その損害の額がその自賠責保険等および自動車保険等により、支払われるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)自賠責保険等および自動車保険等により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額(自己負担額)のいずれか大きい金額を免責金額(自己負担額)として基本契約の【お支払いする保険金の額】の規定を適用します。</p>	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ	不良完成品 損害補償条項	完成品の損壊または使用不能について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>
国外一時持出品 補償条項	<p>日本国外において発生した国外一時持出品に起因する基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】(2)生産物・業務の結果危険補償の①の事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。国外一時持出品とは、次のすべてに該当する生産物をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が日本国内において製造、販売または供給した財物 ②日本国外に所在している財物 ③被保険者以外の者が、日本国外におけるその財物の使用目的に従つた一時的な使用を目的として、日本国内から持ち出した財物 <p>ただし、国外一時持出品には、被保険者または被保険者以外の者により、日本国外での販売もしくは供給を目的として日本国内から持ち出された生産物(原材料、部品などに使用されている場合を含みます)を含みません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	<p>保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)</p> <p>被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>など</p>	不良製造品 損害補償条項	製造・加工品の損壊または使用不能について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	<p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>
生産物・仕事の 目的物損壊 補償条項	<p>生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、その生産物もしくは仕事の目的物の損壊またはその使用不能(生産物もしくは仕事の目的物の欠陥によるその生産物もしくは仕事の目的物の他の部分の損壊または使用不能を含みます)に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、他の財物には、事故の原因となった生産物および仕事の目的物を含みません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じ</p>	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ	保険金をお支払いできない主な場合	保険金をお支払いできない場合	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
リコール費用 補償条項	<p>保険期間中に発生した生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が回収措置に要する費用を負担したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)記名被保険者が最初に回収措置に要する費用を支出した時以後3年内に記名被保険者が被る損害に限ります。</p> <p>(注2)記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に、記名被保険者が被る損害を含みます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 回収措置を実施するうえで必要かつ有益な費用でかつその実施を目的とする次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ●電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成費および封筒代を含みます) ●回収生産物等(回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)が倉庫または欠陥の有無について確認するための費用 ●回収生産物等の修理費用* ●代替品(回収生産物等と引換に給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします)の製造原価または仕入原価* ●回収生産物等と引換に返却する生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします) ●回収生産物等または代替品の輸送費用* ●回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用* ●回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ●回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等 ●回収生産物等の廃棄費用* ●回収措置の実施により生じる費用で当社の書面による同意を得たもの* <p>ただし、次のものを含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他の身体の障害または他の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ●回収等の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用 ●正当な理由なく、通常の回収措置の費用以上に要した費用 ●回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用 ●回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記*を付した費用 ●日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用 <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について300万円を限度とします。免責金額(自己負担額)は基本契約の免責金額と同額が別個に適用されます。</p>	基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ	交差責任 補償条項	この特約をセットされた保険契約については、普通保険約款等の規定は、それぞれの被保険者につき、個別に適用し、被保険者相互間における他の被保険者は、基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の他人とみなします。ただし、次に規定する者相互間は他人とはみなしません。	別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約です。特約の主な概要は次のとおりです。
			追加被保険者 補償条項	①同一の法人・社団等におけるその構成員相互間	(注)以下では、補償条項ごとに定める「保険金をお支払いできない主な場合」を記載しています。 このほか、基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】が適用されます。
			借用イベント 施設損壊 補償条項	②追加被保険者補償条項に規定する者相互間	
			データ損壊 補償条項	③追加被保険者補償条項に規定する者とその他被保険者相互間	

2 拡張補償特約(建設業総合用)の補償内容 フィーダーフラン

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約です。特約の主な概要は次のとおりです。
(注)以下では、補償条項ごとに定める「保険金をお支払いできない主な場合」を記載しています。
このほか、基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】が適用されます。

補償条項	特約の主な内容
交差責任 補償条項	この特約をセットされた保険契約については、普通保険約款等の規定は、それぞれの被保険者につき、個別に適用し、被保険者相互間における他の被保険者は、基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の他人とみなします。ただし、次に規定する者相互間は他人とはみなしません。
追加被保険者 補償条項	<p>この特約をセットされた保険契約については、普通保険約款等の規定は、それぞれの被保険者につき、個別に適用し、被保険者相互間における他の被保険者は、基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の他人とみなします。</p> <p>①同一の法人・社団等におけるその構成員相互間</p> <p>②追加被保険者補償条項に規定する者相互間</p> <p>③追加被保険者補償条項に規定する者とその他被保険者相互間</p>
借用イベント 施設損壊 補償条項	<p>この特約をセットされた保険契約については、普通保険約款等の規定は、それぞれの被保険者につき、個別に適用し、被保険者相互間における他の被保険者は、基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の他人とみなします。</p> <p>①同一の法人・社団等におけるその構成員相互間</p> <p>②追加被保険者補償条項に規定する者相互間</p> <p>③追加被保険者補償条項に規定する者とその他被保険者相互間</p>
データ損壊 補償条項	<p>この特約をセットされた保険契約については、普通保険約款等の規定は、それぞれの被保険者につき、個別に適用し、被保険者相互間における他の被保険者は、基本契約の【保険金をお支払いする主な場合】の他人とみなします。</p> <p>①同一の法人・社団等におけるその構成員相互間</p> <p>②追加被保険者補償条項に規定する者相互間</p> <p>③追加被保険者補償条項に規定する者とその他被保険者相互間</p>

補償内容の詳細④

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>被保険者が仕事の遂行に伴い管理する受託物※の損壊について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※受託物とは、被保険者が他人から受託している財物または運送、荷役、撤去または移設の目的物をいい、次のいずれかに該当する物を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地およびその定着物(建物、立木等をいいます) ②動物、植物等の生物 ③船舶、航空機およびこれらの方属性 ④駐車場業者、自動車修理業者、ガソリンスタンド等自動車または原動機付自転車(以下「自動車等」といいます)の管理、保管、修理等を業とする者が、その業務の遂行に伴い管理、保管、修理等を行う自動車等 ⑤クリーニング業者等、貨物、物品等の運送または荷役を業とする者が、その業務の遂行に伴い受託する洗濯物 ⑥道路運送業者、倉庫業者、運輸に附帯するサービス業者等、貨物、物品等の運送または荷役を業とする者が、その業務の遂行に伴い受託する財物 ⑦被保険者が製造、販売または提供する商品、製品等のうち、引渡しがなされていないもの ⑧公序良俗に違反するもの ⑨建設業総合賠償責任補償特約来場者携帯品等補償条項に規定する携帯品等のうち、次のいずれにも該当しない財物 ⑩自動車等 ⑪アの積載物 ⑫建設業総合賠償責任補償特約借用財物損壊補償条項に規定する借用財物 ⑬支給財物損壊補償条項に規定する支給財物 ⑭保証証券に除外受託物として明記した物 <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中にについて100万円を限度とします。免責金額(自己負担額)3,000円(受託物が自動車または原動機付自転車の場合は5万円)が適用されます。</p>	<p>①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人的業務を執行する機関をいいます)もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>③自然発火または自然爆発した受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>④受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑤受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥受託物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦受託物に対する修理(点検を含みます)または加工に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑧冷凍・冷藏装置(これらの方属性を含みます。以下同様とします)の電気的・機械的事故に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑨冷凍・冷藏装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑩冷凍・冷藏装置からの冷媒等の漏出または溢出に起因する受託物の損壊(腐敗、変色、さび、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます)に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。</p> <p>⑪受託物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます)</p> <p>など</p>
受託物損壊 補償条項		
工事遅延損害 補償条項		
謝罪広告等 費用・ 事故再発防止 費用補償条項	<p>①謝罪広告等費用</p> <p>事業所・団体包括特別約款(以下「特別約款」といいます)および特別約款にセットされる特約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故(他人の身体の障害または財物の損壊に限ります)が保険期間中に発生した場合において、記名被保険者が謝罪広告等費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>②事故再発防止費用</p> <p>特別約款および特別約款にセットされる特約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故(他人の身体の障害または財物の損壊に限ります)が保険期間中に発生した場合において、記名被保険者が顧客または取引先(以下「顧客等」といいます)に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、記名被保険者が事故再発防止費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>次の謝罪広告等費用または事故再発防止費用を負担することによって被る損害</p> <p>①謝罪広告等費用</p> <p>謝罪広告等費用は、記名被保険者が顧客等に対する事故の謝罪広告のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●謝罪広告費用 ●謝罪訪問のための交通費および宿泊費 ●事業休止および事業再開予定の広告費用 ●記者会見に要するマスコミ対応費用 ●顧客等に対して適切な対応をするために外部の専門家に対して支払うコンサルティング費用 <p>②事故再発防止費用</p> <p>事故再発防止費用は、事故の再発防止のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、当社の同意を得て支出した費用に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事故再現実験費用(事故原因調査費用、事故後の事故に関連する対象製品の改善を目的とする実験費用を含みます) ●事故内容開示広告費用 ●事故再発防止への取組みを表明するための広告費用 ●事故再発防止のために外部の専門家に対して支払うコンサルティング費用および記名被保険者の使用者に対して実施する外部の専門家による研修費用 <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中にについて1,000万円を限度とします。</p> <p>ただし、基本契約のリコール費用補償条項の規定に従い保険金が支払われる場合であっても、この特約の規定を優先して適用します。</p>	<p>基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ</p>
工事遅延損害 補償条項		

補償条項	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
工事遅延損害 補償条項	<p>れないものをいいます)を含みません。</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中にについて、次のいずれかのうち最も低い額を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①遅延規定において損害賠償または違約金(違約罰を除きます)として定められている額 ②1,000万円 	
支給財物損壊 補償条項	<p>支給財物※の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※支給財物には、仕事(工事業、清掃業、ビルメンテナンス業など)契約所定のものに限ります)の遂行のために他人から支給された資材(工事用仮設物の材料または移動工事における目的物を含みます)であって、他人が所有する動産をいいます。なお、「被保険者が製造、販売または提供する商品、製品等のうち、引渡しがなされていないもの」および「被保険者が機械等の動産の修理を業とする者である場合の、その修理作業の対象物」は支給財物とはみなしません。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故および保険期間中にについて1,000万円を限度とします。</p> <p>免責金額(自己負担額)は5万円が適用されます。</p>	<p>①保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害</p> <p>②被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する支給財物の損壊に起因する損害</p> <p>③発注者または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物の損壊に起因する損害</p> <p>④他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物の損壊に起因する損害</p> <p>⑤支給財物の使用不能に起因する損害</p> <p>⑥自然発火または自然爆発した支給財物の損壊に起因する損害</p> <p>⑦支給財物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害</p> <p>⑧支給財物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害</p> <p>など</p>

3 その他の任意でセットできる特約と補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。

(注)以下では、それぞれの特約の「保険金をお支払いできない主な場合」を記載しています。

このほか、基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】が適用されます。

(1) 賠償責任に関する特約と補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
特約	<p>(1)損害賠償金</p> <p>被用者等※1が業務上の事由または通勤により被った身体の障害(職業性疾病による場合を含みます)について、被保険者※2が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額(以下「損害賠償責任額」といいます)が、次の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額(以下「正味損害賠償金額」といいます)を、賠償保険金として被保険者にお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労災保険法等により給付されるべき額(特別支給金を含みません) ②自動車損害賠償保険法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき額 ③次のいずれかの金額 ア.記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、記名被保険者がその規定に基づき被用者等またはその遺族に支払うべき額 イ.記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険契約(労働災害総合保険、業務災害補償保険契約等)、被用者等への法定外補償として保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます)の保険金の支払により法律上の損害賠償責任を免れる額 <p>*1次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に従事しない者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.記名被保険者の業務に従事する者のうち、次の者 <ul style="list-style-type: none"> (ア)記名被保険者に使用され、資金を支払われる者 (イ)記名被保険者の役員 イ.記名被保険者が建設業者の場合は、下請負人ならびにその役員および使用人 ウ.上記以外で、専ら記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等をいいます)内または記名被保険者が直接業務を行なう現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者 <p>*2次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員(記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限ります) ③記名被保険者が建設業者の場合には、記名被保険者の下請負人およびその役員(記名被保険者が日本国内で行う業務の遂行に起因して損害を被る場合に限ります) <p>(2)費用</p> <p>上記(1)に規定する身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の③、⑤および⑥の費用に対して、費用保険金として被保険者にお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>(1)賠償保険金 正味損害賠償金額</p> <p>(2)費用保険金 被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の③、⑤および⑥の損害</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>(1)賠償保険金 1回の災害※について、正味損害賠償金額と、保険証券記載の支払限度額が限度となります。</p> <p>(2)費用保険金 全額とします。ただし、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害※に適用する支払限度額を超える場合は、1回の災害※について、次の算式によって算出される額とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>基本契約の 【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥の額</td> <td>× 保険証券記載の支払限度額</td> </tr> </table> <p>正味損害賠償金額</p> <p>*1回の災害とは、発生の日時および場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。</p>	基本契約の 【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥の額	× 保険証券記載の支払限度額	<p>【次のいずれかに該当する事由によって被用者等が被った身体の障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動 ④核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性 <p>【次のいずれかに該当する身体の障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①風土病による身体の障害 ②職業性疾病による身体の障害のうち、次のいずれかに起因する身体の障害 ア.石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 イ.石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性 <p>【次のいずれかに該当する損害賠償金または費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者と被用者等またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償または費用 ③労働基準法による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ④労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収することにより、被保険者が負担する金額 ⑤職業性疾病による身体の障害については、保険期間終了の日より3年経過後に被用者等またはその遺族より、被保険者に対してなされた損害賠償請求または補償請求
基本契約の 【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑥の額	× 保険証券記載の支払限度額			
使用者賠償責任 補償特約				

補償内容の詳細⑤

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
雇用慣行 賠償責任 補償特約	<p>被保険者が被用者等※1(既に退職した者を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より後に被用者等であった者に限ります。以下同様とします)または採用応募者※2に対して行った不当行為に起因して、被用者等または採用応募者より保険期間中に被保険者※3に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※1次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に従事しない者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア.記名被保険者の業務に従事する者のうち、次の者 <ul style="list-style-type: none"> (ア)記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者 (イ)記名被保険者の役員 イ.記名被保険者が建設業者の場合は、下請負人ならびにその役員および使用者 ウ.上記以外で、専ら記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等をいいます)内または記名被保険者が直接業務を行なう現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者 <p>※2記名被保険者の採用募集に応募する者をいいます。ただし、初年度契約の保険期間の開始日より前に応募した者を除きます。</p> <p>※3次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用者(記名被保険者の役員または使用者としての業務につき行った不当行為に起因して損害を被る場合に限ります。なお、初年度契約の保険期間の開始日より前に退任した役員および退職した使用者を除きます) <p>お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>(1)法律上の損害賠償金 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】①に同じ</p> <p>(2)争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます)によって生じた費用(記名被保険者の役員または使用者の報酬、賞与または給与等を除きます)で、被保険者が当社の同意を得て支出した費用</p> <p>(3)応訴費用 損害賠償請求がなされたものとみなされる場合または損害賠償請求がなされた場合に、被保険者がその応訴等(損害賠償請求がなされるおそれのある状況への対応を含みます。以下同様とします)のための費用で、被保険者が当社の同意を得て支出した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、法律上の損害賠償金および争訟費用を除きます。</p> <p>ア.記名被保険者の使用者の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用 イ.応訴等に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】 一連の損害賠償請求および保険期間中について3,000万円を限度とします。</p>	<p>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に以下の規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ②その行為が法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求 ③その行為が他人に損失または精神的苦痛を与えることを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求 <p>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、以下の規定は適用されます。また、②および③の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求 ②初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求 ③この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ④この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ⑤直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求 <ul style="list-style-type: none"> ア.汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態 イ.汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ⑥直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾に起因する損害賠償請求 ⑦直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求 ⑧直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求 ⑨次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求 <ul style="list-style-type: none"> ア.身体の障害(障害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます) イ.財物の損壊(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます) ⑩直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求 ⑪法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます)、退職金その他の給付金の給付義務(将来の給付義務または条件付給付義務を含みます)に起因する損害賠償請求* ⑫労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求 ⑬財形貯蓄、従業員持株会、公的年金、企業年金その他の従業員からの資金の受託管理に起因する損害賠償請求 ⑭知的財産権の帰属または職務発明の対価もしくは報酬に起因する損害賠償請求 ⑮記名被保険者の倒産に起因する損害賠償請求。なお、倒産とは、次のいずれかに該当する事由が生じたことをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア.破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がされること イ.取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと ウ.財産につき強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと ⑯情報の漏えいに起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が被用者等または採用応募者に対して行った不当行為に起因するものは除きます。 ⑰60日以内に1事業場における記名被保険者と雇用関係にある使用者の総数の20%を超えて解雇したことによる損害賠償請求 <p>【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働基準法、労働者災害補償保険法その他労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合の使用者の負担を定める法令における災害補償にかかる規定に違反したことに起因する損害賠償請求 ②労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求。ただし、労働争議または団体交渉に関与した従業員に対し報復的行為を行ったことに起因する損害賠償請求を除きます。*
借用不動産 損壊補償特約		<p>争訟費用等に関する特則</p> <p>上記「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」の*1を付した規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害のうち、被保険者が争訟費用、応訴費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金*1、退職金その他の給付金の給付義務*2に起因する損害賠償請求 ②記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の者からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 *1 時間外または休日の割増賃金を含みます。 *2 将来の給付義務または条件付給付義務を含みます。 <p>(1)賠償責任補償条項</p> <p>借用不動産(建物のうち、被保険者が事務所※1、店舗※2、工場※3または倉庫※4として日本国内において他人から借用する建物または戸室をいい、その建物と同時に借用した什器備品を除きます。ただし、居住の用に供するための建物および戸室ならびに保険証券記載の仕事の遂行のために行う研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事のために一時的に他人から借用する建物を除きます。以下同様とします)が、被保険者の責めに帰すべき不測かつ突発的な事故(以下「事故」といいます)により損壊した場合において、被保険者が借用不動産についてその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします)に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※1被保険者の役員または使用者による事務(計算や書類の整理等、主として机上で行なう業務をいいます)の用に供される施設をいいます。</p> <p>※2被保険者の商品の陳列、販売等営業の用に供される施設をいいます。</p> <p>※3機械類を設置して、物品の製造もしくは加工または解体もしくは修理等の用に供される施設をいいます。</p> <p>※4物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作物または物品の滅失もしくは損傷を防止するための工作を施した土地もしくは水面で</p> <p>(1)賠償責任補償条項および修理費用補償条項(共通)</p> <p>【借用不動産に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。 ②借用不動産の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊 ③借用不動産の欠陥によって生じた損壊 ④借用不動産の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得される目的でなかった場合を除きます。 ⑤不測かつ突発的な外来的事故に直接起因しない借用不動産の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊 ⑥詐欺または横領によって借用不動産に生じた損壊 ⑦土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損壊 ⑧借用不動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または低下を伴わない損壊 ⑨借用不動産の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊 ⑩電球、ブルボン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用不動産の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。 ⑪風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(窓・戸等建物の開口部から入り込むことをいいます)またはこれらのものの漏入(屋根・壁等建物の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます)により生じた損壊

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
借用不動産 損壊補償特約	<p>あて、物品の保管の用に供されるものをいいます。</p> <p>(2)修理費用補償条項</p> <p>偶然な事故により、借用不動産に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用(借用不動産を損害発生直前の状態に復旧するため必要な修理費用をいい、損害を受けた借用不動産の残存物取扱費用を含みます。以下同様とします)を負担することによって被る損害に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、事故による損害に対し、被保険者が借用不動産の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>(1)賠償責任補償条項</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1回の事故についてこの特約に適用される支払限度額(1,000万円、3,000万円、5,000万円または1億円)が限度となります。また、保険期間中について基本契約の支払限度額が限度となります。</p> <p>免責金額(自己負担額)10万円が適用されます。ただし、借用不動産が火災、破裂もしくは爆発(気体または蒸気の激しい膨張を伴う破壊またはその現象をいいます)、給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)に生じた事故に伴う漏水または放水もしくは出水による水漏れにより損壊した場合は、免責金額は適用しません。</p> <p>(2)修理費用補償条項</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 借用不動産を実際に修理した費用のうち、次のいずれかに該当する部分以外の修理費用を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部 ●玄関、ロビー、廊下、エレベーター、エスカレーター、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用不動産入居者の共同の利用に供せられるもの <p>【お支払いする保険金の額】 1回の事故について3,000円を超過する場合に限り、その超過額について、300万円を限度とします。</p>	<p>(2)賠償責任補償条項(固有)</p> <p>【借用不動産が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合に被保険者が被る損害】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者もしくは被保険者またはこれら者の法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故 ⑤前記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥前記②から⑤までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故 ⑦被保険者の心神喪失または指図 ⑧借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。 <p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ②被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任 <p>(3)修理費用補償条項(固有)</p> <p>【次のいずれかに該当する事由によって生じた損害】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者、借用不動産の貸主またはこれら者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②上記①以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額を除きます。 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦上記③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 <p>【借用不動産に生じた次の損害】 借用不動産に対する建築(増築、改築または一部取壊しを含みます)、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害など</p>
地盤崩壊 危険補償特約	<p>①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、不測かつ突然的に発生した土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出もしくは流入(以下「地盤の崩壊」といいます)に起因して、土地、土地の工作物(基礎、付属物および収容物を含みます)もしくは植物が損壊し、または動物が死傷(以下「財物の損壊」といいます)したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>②工事に伴う地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中について1,000万円を限度とします。 免責金額(自己負担額)100万円および縮小支払割合90%が適用されます。</p>	<p>【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①無振動工法によらない工事に伴う土地の振動に起因する損害賠償責任 ②地下水の増減およびその利用に係る損害賠償責任 ③地盤の崩壊による道路(その付属物を含みます)、河川または堤防の損壊に起因する損害賠償責任 ④被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じしなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任 ⑤保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任 ⑥トンネル工事以外の工事において、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離のその上下の地域内で生じた財物の損壊に係る損害賠償責任 ⑦トンネル工事における次の損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ア. シールド工法、TBM工法、新オーストラリアンネル工法その他これらに類する工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊に係る損害賠償責任 イ. 板橋工法、開削工法等上記アに掲げる工法以外の工法による場合は、地盤の崩壊に起因して掘削予定地域の外周線より掘削予定深度(掘削が予定される垂直深度であって垂直方向への掘削の有無にかかわらずそのトンネルの高さを含みます)を水平に置き換えた距離の上下の地域内で生じた財物の損壊に係る損害賠償責任 ⑧被保険者と発注者を同じくする他の請負業者(その業者の下請業者を含みます)が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 <p>【被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①薬液注入に係る費用 ②設計変更または工事変更のための費用 <p>など</p>
拡張補償 増額特約	特約の主な内容	
	<p>この特約をセットすることにより、建設業総合賠償責任補償特約で補償される人格権侵害・広告宣伝侵害補償条項、使用不能損害拡張補償条項、初期対応費用補償条項、訴訟対応費用補償条項および来場者携帯品等補償条項の支払限度額を増額できます。</p>	
借用財物盗取 補償対象外特約	<p>この特約をセットされた保険契約については、建設業総合賠償責任補償特約の借用財物盗壘補償条項で補償される、借用財物の盗取に起因する損害に対して、保険金をお支払いできません。</p>	
塗料飛散危険定 補償特約	<p>この特約をセットされた保険契約については、建設業総合賠償責任補償特約の塗料飛散危険補償条項により保険金をお支払いする損害にかかる支払限度額を1事故および保険期間中について100万円とします。</p>	

2) 物損害補償に関する特約と補償内容

物損害補償に関する特約には、引受けを行う保険の対象により、工事物損害補償特約と財産補償特約の2つの特約があります。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
工事物 損害補償 特約	<p>①工事物損害補償条項</p> <p>①日本国内において不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、保険金(損害保険金・臨時費用保険金または残存物取付費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>②上記①の事故によって保険の対象が損害を受けた結果、保険の対象の引渡しが請負契約書に記載された引渡日より遅延したことにより発注者に生じた代替建物の賃借費用に対して、代替建物賃借費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注)保険金をお支払いするのは、保険期間中において、対象工事ごとに、保険の対象が次のいずれかにある間に限ります。</p> <p>ア. 対象工事の工事現場</p>	<p>【工事物損害補償条項、湧水の止水・排水費用補償条項、メンテナンス期間に関する補償条項、工事用仮設備・工事用機械器具補償条項に共通】</p> <p>①保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。</p>

補償内容の詳細 6

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
工事物 損害補償 特約	<p>イ.工事現場から離れて設置される対象工事専用の工事用仮設建物、資材置場または倉庫 ウ.前記アまたはイの場所への輸送の目的をもって陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、前記アまたはイの場所において陸上輸送用具から荷卸しを完了するまでの陸上輸送中(陸上輸送途上における積替えのための一時保管を含みます)</p> <p>[対象工事] 記名被保険者が保険期間中に日本国内で施工するすべての工事とします。ただし、1工事の請負契約金額が50億円を超える工事を除きます。 記名被保険者が他の者と共に企業体(ジョイント・ベンチャー)を構成して行う工事を含みません。ただし、分担施工方式により記名被保険者が施工する工事(共同企業体を構成する他の者が行う工事を除きます)は含めるものとします。</p> <p>[保険の対象] ①対象工事の目的物 ②上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物 ③上記②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話、伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設物(以下「工事用仮設物」といいます) ④対象工事用の現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります) ⑤工事用材料および工事用仮設物 (注)上記③から⑤までに掲げる物は、対象工事用でない場合には、保険の対象に含まれません。</p> <p>[保険の対象に含まれない主なもの] ・据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)および工事用機械器具(建設機械、測量機器等の非据付型機械設備を含みます。以下同様とします)・工具ならびにこれらの部品。 (注)工事用仮設備および工事用機械器具は工事用仮設備・工事用機械器具補償条項で補償されますが、金槌、のこぎり、金型、その他工具類は同補償条項では補償されません。</p> <p>・航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車(自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます)その他の車両 ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物</p> <p>●お支払いする保険金の種類・お支払いする保険金の額</p> <p>[お支払いする保険金の種類] (1)前記①の①でお支払いする保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①損害保険金 <ul style="list-style-type: none"> ・前記①の①の復旧費(注1~注6) ・前記①の①の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(注7) ②臨時費用保険金(注7) <p>上記①の損害保険金が支払われる場合において、前記①の①の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用</p> ③残存物取扱費用保険金(注7) <p>上記①の損害保険金が支払われる場合において、前記①の①の事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取扱いに必要な費用(解体費用、取壊し費用、取扱費用)のうち、上記①の復旧費に含まれないものを(いいます)</p> ④(注1)復旧費とは、損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用および修理に必要な点検または検査の費用をいいます。この復旧費は、請負金額を構成する費用ごとに物価上昇の影響または資材等の購入単位の違いにより要した単価、および請負金額を構成する費用ごとの数量によって計算した額を基礎として定めるものとします。ただし、費用ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。物価上昇の影響については、日本国公的機関の公表する指標を基準とします。なお、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額(再調達価額※1から使用による消耗、経年等数年に応じた減価※2を差し引いた額をいいます。以下同様とします)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。 <p>復旧費 - [復旧によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額※2] = 損害の額</p> <p>※1 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するに要する額をいいます。以下同様とします。</p> <p>※2 保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注2)損害の生じた保険の対象に残存物がある場合は、損害が生じた地および時ににおけるその残存物の価額を損害の額から差し引いた残額をもって損害の額とします。</p> <p>(注3)保険契約者は被保険者が、前記①の①の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合は、これを損害の額に含めるものとします。</p> <p>(注4)次に掲げる費用は復旧費に含まないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①修復修理。ただし、本修理の一部をなすと認められる費用については、復旧費に含めます。 ②排水・排水費用。ただし、復旧費の一部をなすと認められる費用については、復旧費に含めます。 ③工事内容の変更または改良による増加費用 ④保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用 <p>(注5)前記①の①の損害が発生した保険の対象を復旧するため、保険の対象以外の物の取壊しを必要とする場合は、それを取壊し直前の状態に復旧するために要した費用を復旧費に算入します(保険の対象以外の物の原状復旧費用補償)。</p> <p>ただし、1回の事故につき、300万円をもって限度とします。</p> <p>(注6)前記①の①の損害が発生した保険の対象の復旧に必要な次のいずれかに該当する費用を復旧費用に算入します(特別費用補償)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金 ②急行貨物割増賃(ただし、国際間における航空輸送または航空貨物の貸切輸送により要した割増賃を除きます) <p>(注7)高潮、洪水、内水氾濫もしくは豪雨による土砂崩れまたは寒気、霜、氷もしくは雪(以下「雪災」といいます)によって保険の対象について生じた損害については、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用、臨時費用保険金、残存物取扱費用保険金をお支払いできません。</p>	<p>ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p>③風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外部の部分(外壁、屋根、開口部等をいいいます)が台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨、突風、雹、その他の風災、雹災、寒気、霜、氷、雪、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます)によって直接破損したために工事物損害補償特約【保険金をお支払いする主な場合】①の①に規定する事故が生じた場合を除きます。</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>⑤官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故によって生じた損害</p> <p>⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた損害</p> <p>⑨損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害</p> <p>⑩残材調査の際に発見された紛失または不足による損害</p> <p>⑪保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害</p> <p>⑫工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼、钢管、ケーシングその他これらに類する物の打込みまたは引き抜きの際ににおいて生じた曲損もしくは破損または引き抜き不能の損害</p> <p>⑬雪災に起因して保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害</p> <p>ア.温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害</p> <p>イ.コンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害</p> <p>⑭荷造りの欠陥に起因して陸上輸送中の保険の対象に生じた損害</p> <p>⑮陸上輸送中の保険の対象が通常の輸送過程を逸脱した間に生じた損害</p> <p>⑯被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害</p> <p>⑰この保険契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます)により保険の対象に生じた損害。ただし、継続契約についてはこの規定を適用しません。</p> <p>⑱被保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用</p> <p>⑲湧水(土砂水を含みます)の止水または排水費用。ただし、湧水の止水・排水費用補償条項の規定が適用される場合を除きます。</p> <p>⑳除雪費用。ただし、復旧費の一部をなすと認められる費用を除きます。</p> <p>[工事物 損害補償 特約]</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合									
工事物 損害補償 特約	<p>(2)代替建物賃借費用保険金 代替建物の賃借費用 【お支払いする保険金の額】 (1)前記①の①でお支払いする保険金</p> <p>①損害保険金 1回の事故につき、次の額を限度として、復旧費から下記の免責額(自己負担額)を差し引いた残額とします。ただし、保険期間中につき、保険証券記載の保険金額が限度となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事以外の工事の場合 対象工事ごとの請負金額 ・土木工事の場合 対象工事ごとの請負金額または1,000万円のいずれか低い額 <p>(注)免責額(自己負担額)は、工事の種類および事故内容により下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th><th>事故内容</th><th>免責額(自己負担額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事・組立工事(内外装・設備工事を含みます)</td><td> ①火災・落雷・破裂・爆発事故 ②盗難事故 ③その他の損害 </td><td> 0円 10万円 10万円 </td></tr> <tr> <td>土木工事※1</td><td> ①火災・落雷・破裂・爆発事故 ②盗難事故 ③その他の損害 ア.河川・トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事※2 イ.その他の土木工事 </td><td> 0円 10万円 300万円 100万円 </td></tr> </tbody> </table> <p>*1請負契約額のうち、土木工事の占める割合が50%以上の工事を土木工事とします。 *2請負契約額のうち、河川・トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事の占める割合が最も大きい工事を河川・トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事とします。</p> <p>②臨時費用保険金 上記①の損害保険金の20%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。なお、臨時費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。</p> <p>③残存物取扱費用保険金 実費とします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。 なお、残存物取扱費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、残存物取扱費用保険金をお支払いします。</p> <p>(2)代替建物賃借費用保険金 実費とします。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。 なお、代替建物賃借費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、代替建物賃借費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注)前記①の①の損害の発生に関し、普通保険契約、事業所・団体包括特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約(以下「普通保険契約等」といいます)により、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害(以下「賠償損害」といいます)に対して保険金が支払われる場合は、損害の額が、1回の事故により、普通保険契約等により支払われるべき損害の額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ損害保険金をお支払いします。 また、この特約の免責額(自己負担額)が、賠償損害に対して保険金が支払われる場合に適用される免責金額(以下「賠償損害免責金額」といいます)よりも大きい場合は、超過額から免責金額(自己負担額)と賠償損害免責金額との差額を差し引いて保険金をお支払いします。</p> <p>②湧水の止水・排水費用保険条項 保険の対象の基礎工事または掘削工事に起因して湧水が発生した場合は、湧水の止水または排水のために支出した費用に対して、損害保険金をお支払いします。 (注)土木工事は対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>復旧費から免責額(自己負担額)10万円を差し引いた残額とします。</p> <p>(注)工事物損害補償特約で支払われる損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用、臨時費用、残存物取扱費用、保険の対象以外の物の原状復旧費用および特別費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>③メンテナス期間に関する保険条項 対象工事のメンテナス期間中に、次のいずれかに該当する不測かつ突発的な事故によって引渡しの完了した保険の対象について生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取扱費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>①被保険者〔発注者〕を除ます。以下この保険条項において同様としますが、対象工事の請負契約書に従つて行う修繕作業(以下「修繕作業」といいます)中に発生した、修繕作業の拙劣または過失による事故 ②引渡しの完了した保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故 (注)保険責任の始期は、それぞれの工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合には、その工事が完成した時とします。以下同様とします)とします。ただし、保険期間の開始前にそれの工事の対象物の引渡しが完了している場合には、保険期間の開始時とします。 (注)保険責任の終期は、保険期間の終了時とします。ただし、保険期間の開始前に工事の目的物の引渡しが完了している場合には、工事の目的物の引渡しの時から12カ月を経過した日の午後4時とします。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>①損害保険金 復旧費から免責額(自己負担額)50万円を差し引いた残額とします。ただし、1回の事故につき、対象工事ごとの請負金額または500万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>②臨時費用保険金 上記①の損害保険金の20%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、500万円を限度とします。なお、臨時費用保険金と他の保険金との合計額が請負金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。</p>	工事の種類	事故内容	免責額(自己負担額)	建設工事・組立工事(内外装・設備工事を含みます)	①火災・落雷・破裂・爆発事故 ②盗難事故 ③その他の損害	0円 10万円 10万円	土木工事※1	①火災・落雷・破裂・爆発事故 ②盗難事故 ③その他の損害 ア.河川・トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事※2 イ.その他の土木工事	0円 10万円 300万円 100万円	<p>⑪切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害 ⑫芝、樹木その他の植物について生じた損害 ⑬工事現場に設置された排水設備(排水ポンプ、モーター、排水ポンプからの配線等の排水設備をいいます)の故障によって生じた損害 ⑭舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似する工事における波状変形 ⑮シールド工事、推進工事またはこれらに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用 ア.シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用 イ.シールド機械または推進管の推進不能の損害 ウ.推進中の刃口について生じた損害 ⑯河川工事、橋梁工事、ダム工事またはこれらに類する工事における次のいずれかに該当する損害 ア.河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害 イ.鉢切の越流による損害 ⑰港湾工事、海岸工事またはこれらに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用 ア.海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除ます。 イ.ケーソンの沈設不能の損害 イ.ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用 イ.ケーソンのひずみの矯正に要する費用 ウ.ケーソンの沈設不能の損害 イ.沈設中のケーソンの刃口について生じた損害 ⑯トンネル工事またはこれに類する工事における次のいずれかに該当する損害または費用 ア.支保工込み後に土圧によって支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。 イ.切羽(トンネル掘削面)およびその周辺の支保工込みが完了していない部分をいいますから流入した土砂、土砂水の排水・排水費用または清掃費用 ⑯地下連続壁工法、場所打ち杭工法その他安定液を使用する掘削工事における掘削壁の崩壊による損害 ⑰不発爆弾または機雷によって生じた損害 【工事用仮設・工事用機械器具補償条項】 ①保険の対象に含まれるまたはその一部を構成する次のいずれかに該当するものに生じた損害。ただし、火災もしくは盗難に起因して生じた損害または保険の対象の本体とともに生じた損害を除ます。 ア.履帯、無限軌道、キャタピラ、タイヤ排土板(カッティングエッジおよびエンドピットを含みます)、スカラフィアイヤ(シャンクおよびディッパーを含みます)、バケット(ディッパーを含みます)、ローラーその他作業時にあつて常時地面等に接すべき部品 イ.フォーク、すくい、刃、めづ、ブレードまたはライナ、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、スチームハンマ、エアハンマ、バイブロハンマ、パイルドライバー、ドリルのピット、ケーシングチューブ、ベルト、レールまたはスクリーン 工材質が陶磁器、ガラス、コンクリート、れんが、ゴム、カーボン、木または合成樹脂であるもの オ.電球、ブラウン管、真空管その他これらに類似の管球類 カ.ワイヤー、ロープ、チェーンおよびその他の消耗品 キ.潤滑油、操作油、冷媒、触媒等 ②汚損、かき傷、すり傷、塗料のはがれその他単なる外観の損傷であつて保険の対象の機能に支障を来たさない損害 ③電気的事故または機械的事故に起因して生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外來の事故の結果として発生した場合を除きます。 ④保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者が被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもつても発見できなかつた欠陥によって生じた損害を除きます。 ⑤保険の対象に対する修理、清掃等の作業上における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。</p>
工事の種類	事故内容	免責額(自己負担額)									
建設工事・組立工事(内外装・設備工事を含みます)	①火災・落雷・破裂・爆発事故 ②盗難事故 ③その他の損害	0円 10万円 10万円									
土木工事※1	①火災・落雷・破裂・爆発事故 ②盗難事故 ③その他の損害 ア.河川・トンネル・港湾・海岸・ダム・土地造成工事※2 イ.その他の土木工事	0円 10万円 300万円 100万円									

補償内容の詳細⑦

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
工事物 損害補償 特約	<p>③残存物取扱費用保険金 実費とします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。 なお、残存物取扱費用保険金と他の保険金との合計額が賃貸金額を超える場合でも、残存物取扱費用保険金をお支払いします。 (注)復旧費の算定方法等は、工事物損害補償条項と同様です。</p> <p>4 工事用仮設備・工事用機械器具補償条項 日本国内において不測かつ突発的な事故によって、次のいずれかに該当する物が、対象工事の工事現場内にある場合に限り、保険の対象に生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取扱費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>①記名被保険者および記名被保険者のすべての下請負人が所有する据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。以下「工事用仮設備」といいます)</p> <p>②工事用機械器具(建設機械、測量機器等の非据付型機械設備をいい、金槌、のこぎり、金型、その他工具類は含まれません)</p> <p>③工事用仮設備および工事用機械器具の部品</p> <p>④建設用工作車(道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または市町村長(東京都特別区の場合)は都知事とします)が交付する標識(監時運行許可証および監時運転番号票を除きます)を受けている場合を除きます)</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>①損害保険金 1回の事故につき、損害の額から免責金額(自己負担額)5万円を差し引いた残額とします。ただし、500万円を限度とします。</p> <p>②臨時費用保険金 上記①の損害保険金の20%に相当する額とします。</p> <p>③残存物取扱費用保険金 実費とします。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。</p> <p>(注)①臨時費用保険金または残存物取扱費用保険金と損害保険金との合計額が500万円を超える場合は、500万円を限度として、保険金をお支払いします。</p> <p>(注)②この補償条項に基づきお支払いする保険金は、保険期間中につき、500万円を限度とします。</p>	<p>⑥次のいずれかに該当する間に生じた損害 ア.法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものといたします)を持たないで自動車が運転されている間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車が運転されている間 ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車が運転されている間</p> <p>[メインナンス期間に関する補償条項]</p> <p>①被保険者が、工事用または工事の請負契約上発注者に対し、自己の費用で復旧すべき責任を負わない損害</p> <p>②保険の対象の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害</p> <p>③保険契約者、被保険者もしくは工事現場責任者が事故発生前に既に知り、または重大な過失により知らなかつた保険の対象の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害</p> <p>④日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラースケールが進行した結果その部分に生じた損害</p> <p>⑤腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらによってその部分に生じた損害</p> <p>⑥保険の対象の底面によって生じた損害</p> <p>⑦引渡しの完了した保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって保険金を支払うべき損害が生じた場合、その損害が生じた対象工事の目的物およびその目的物と同種、同仕様の他の対象工事の目的物について、その損害の発生日以降、同一の欠陥に起因する事故によって生じた損害</p> <p>など</p>

【住宅金融支援機構等の公的機関から融資を受けている場合】

住宅金融支援機構等特約火災保険契約にて保険金が支払われる場合は、その額を差し引いた残額を保険金としてお支払いします。

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
財産 補償特約	<p>(1)日本国内において不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取扱費用保険金をいいます)をお支払いします。</p> <p>(2)設備・什器・備品等(設備・装置、機械、器具、什器、備品、工事用仮設材または工事用仮設材をいいます。以下同様とします)が保険の対象である場合において、被保険者が所有または使用する建物内における業務用の通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします)、切手、印紙または小切手(受取小切手のみとし、支払小切手および白地小切手は除きます。以下同様とします)の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②の事実があったことを、小切手の盗難による損害については、次の③および④の事実があったことを条件とします。</p> <p>①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと</p> <p>②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと</p> <p>③保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに盗難にあった小切手(以下「事故小切手」といいます)の振出人に対して事故発生の通知をし、かつ、事故小切手の支払の停止を依頼すること</p> <p>④事故小切手の取得につき善意であり、かつ、重大な過失のない所持人が現れること</p> <p>(3)火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。以下同様とします)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用(居住の用に供する部分にかかる費用を除きます)が発生した場合は、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます)に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします。</p> <p>①損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用者にかかる人件費および被保険者が法人である場合は、その理賃、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下同様とします)</p> <p>②保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するためには通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下「復旧期間」といいます)を超える期間に對応する費用を除きます。</p> <p>③損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。</p> <p>④損害が生じた保険の対象の修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時ににおける価額を除きます。</p> <p>⑤損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他の賃貸契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に對応する費用を除きます。以下同様とします)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を除きます。</p> <p>⑥損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時ににおける仮設物の価額を除きます)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用</p> <p>⑦損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用</p> <p>【保険の対象の範囲】 被保険者の所有または使用する施設内に所在する次に掲げる物に限ります。ただし、次の①については保険証券の特約欄に「設什備」、「GG」または「GJ」の記載がある場合、また次の②については保険証券の特約欄に「資材」、「GH」または「GJ」の記載がある場合に限り適用します。</p> <p>①被保険者が所有する設備・什器・備品等。ただし、これらのうち現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物に収容されているものを除きます。</p> <p>②被保険者が所有または工事に使用するために管理する資材(工事用の材料をいいます)。ただし、資材が次のいずれかにある間を除きます。</p> <p>ア.対象工事の工事現場(被保険者が工事を行う場所であって、かつ、不特定多数の者または船舶の出入りが禁止され</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p> <p>②差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。</p> <p>③保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害</p> <p>④保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。</p> <p>⑤核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性、その他有害な特性によって生じた損害もしくはこれら特性による事故に伴隨して生じた損害</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射もしくは放射能汚染によつて生じた損害またはこれらに伴隨して生じた損害</p> <p>⑦保険契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>⑧被保険者でない者が保険金の全部または一部の受取人である場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>⑨保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。</p> <p>⑩保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。</p> <p>⑪偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気の事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損傷を除きます)、破裂または爆発が生じた場合を除きます。</p> <p>⑫詐欺または横領によって生じた損害</p> <p>⑬紛失または置き忘れによって生じた損害</p>

特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
財産 補償特約	<p>●お支払いする保険金の額</p> <p>【お支払いする保険金の種類】</p> <p>(1)損害保険金 ①前記(1)の保険の対象について生じた損害 ②前記(2)の保険の対象について生じた損害</p> <p>(2)臨時費用保険金 上記(1)の損害保険金が支払われる場合において、前記(1)の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用</p> <p>(3)残存物取扱費用保険金 上記(1)の損害保険金が支払われる場合において、前記(1)の事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取扱に必要な費用(取壊し費用、取扱い費用、清掃費用および搬出費用をいいます)</p> <p>(4)修理付帯費用保険金 前記(3)の修理付帯費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>(1)損害保険金 ①上記【お支払いする保険金の種類】の(1)の①の損害保険金 保険金額を限度とします。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とし、1回の事故につき、免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた残額となります。</p> <p>(注)保険価額とは、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> $\text{損害の額} = \text{修理費} - \frac{\text{修理費}}{\text{修理費} + \text{修理費}} \times \text{修理によって保険の対象の価額} = \frac{\text{修理費}}{\text{修理費} + \text{修理費}} \times \text{修理によって生じた残存物が増加した場合は、その増加額} - \frac{\text{修理費}}{\text{修理費} + \text{修理費}} \times \text{修理によって生じた残存物がある場合は、その価額}$ <p>(注)(1)に規定する保険の対象の価額とは、再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします)から使用による消耗、経年年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再作成または再取得するのに要する額(再作成または再取得するのに要する額がそのままの保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします)をいい、貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。</p> <p>(注)(2)に規定する保険の対象の価額とは、再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再建築または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします)から使用による消耗、経年年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再作成または再取得するのに要する額(再作成または再取得するのに要する額がそのままの保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします)をいい、貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。</p> <p>(注)(3)の算式中の増加額および(注)の減価額は、保険の対象が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合は、十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額とします。</p> <p>(注)(4)の算式中の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するため必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>(注)(5)盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した費用は、損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。</p> <p>②上記【お支払いする保険金の種類】の(1)の②の損害保険金 保険金額の10%に相当する額を限度とし、その損害の額から免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた額を、損害保険金として、お支払いします。ただし、小切手の損害の額は、小切手の券面に記載された金額とします。</p> <p>(2)臨時費用保険金 上記【お支払いする保険金の種類】の(1)の①の損害保険金の30%に相当する額とします。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。</p> <p>(3)残存物取扱費用保険金 実費とします。ただし、上記【お支払いする保険金の種類】の(1)の①の損害保険金の10%に相当する額を限度とします。残存物取扱費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、残存物取扱費用保険金をお支払いします。</p> <p>(4)修理付帯費用保険金 実費とします。ただし、1回の事故につき、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします)の30%に相当する額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、修理付帯費用保険金をお支払いします。</p>	<p>⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって生じた【保険金をお支払いする主な場合】(1)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でもその事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。</p> <p>⑥次のいずれかに該当する者が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背信、恐喝その他の不誠実行為によって生じた損害</p> <p>ア.保険契約者、被保険者またはこれら者の法定代理人の役職員、従業員、特別雇人もしくは同居の親族</p> <p>イ.被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の役職員、従業員、特別雇人もしくは同居の親族</p> <p>ウ.保険の対象の使用または管理を委託された者の役職員、従業員もしくは特別雇人</p> <p>⑦次のいずれかに該当する損害</p> <p>ア.保険の対象が、万引きその他の保管場所に不法に侵入しなかつた者により盗取されたことによる損害。ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます。</p> <p>イ.検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害(前記①の場合を除きます)を除きます。</p> <p>ウ.保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害</p> <p>⑧真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害</p> <p>など</p>

あいおいニッセイ同和損害保険はベルマーク運動に協賛しています。



「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能ですが、また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

タフビズ建設業総合保険なら30点!

あいおいニッセイ同和損害が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに教材や教育設備品の援助を行っています。

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

タフビズ建設業総合保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あんしん24
受付センター

事故の
場合は

事故が発生した場合は、
遅滞なく代理店・扱者または
右記までご連絡ください。

0120-985-024

(無料)

24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852
(有料)におかけください。

※おかげ間違いでご注意ください。

ご注意いただきたいこと

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●このパンフレットは「タフビズ建設業総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●「タフビズ建設業総合保険」は「事業所・団体包括特別約款、建設業総合賠償責任補償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行、ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
<http://www.aioinnissayowa.co.jp/>

(180101) (2017年12月承認) GA17C010730 (33-463)